

現物給与の取り扱い

食事、住宅、自社製品、通勤定期券などを現物で支給する場合も労働の対償であれば報酬となります。

この内、食事と住宅については都道府県ごとに定められている「現物給与の価額表」により報酬額に算入します。それ以外の物は時価で報酬額に算入します。

『現物給与の価額表(愛知県)』

食事			住宅	その他
区分	1日当たり	1か月当たり		
朝食	200円	6,000円	1人1月当たりの住宅の 利益の額 (畳1畳につき) 1,560円	時価
昼食	270円	8,100円		
夕食	310円	9,300円		
三食	780円	23,400円		

届出の記載箇所

取得届

健康保険 被保険者 番号	被保険者の氏名	生年月日	種別 (性別)	マイナンバー (個人番号)	資格取得 年月日	現物給与①	② 金額(通貨)に なるものの額 ③ 貨幣によるもの の額 ④ 合計	標準報酬 月額	⑤ 被保険者 の 有 無	資格確認書の 発行要否
フリガナ (氏)	(姓)	昭 5 平 7	(男)1 (女)2		令和 年 月 日	① 円	円		無 有	□発行が必要 (該当する場合は、記入してください。)
住民票住所	フリガナ	都道府県	市町村	番	号	備考 □短時間労働者(3/4未満) (該当する場合は、記入してください。)				

月額変更届

健康証番号	□短時間労働者(3/4未満) (該当する場合は、記入してください。)	給与締日	日	支払日	・当月 ・翌月	日
氏名	年号生 年 月 日	昇給 ① 降給 ②	健康の従前	千円	年 月	
支払基礎日数	前3月 月 日	円	円	円	円	円
	前2月 月 日	円	円	円	円	円
	前1月 月 日	円	円	円	円	円
	金銭によるものの額	円	円	円	円	円
	現物によるものの額	円	円	円	円	円
	合計	円	円	円	円	円
	計	円	円	円	円	円
	健康の改定	千円				

算定基礎届

健康証番号	□短時間労働者(3/4未満) (該当する場合は、記入してください。)	給与締日	日	支払日	・当月 ・翌月	日
氏名	年号生 年 月 日	健康の従前	千円	年 月		
支払基礎日数	4 月 日	円	円	円	円	円
	5 月 日	円	円	円	円	円
	6 月 日	円	円	円	円	円
	金銭によるものの額	円	円	円	円	円
	現物によるものの額	円	円	円	円	円
	合計	円	円	円	円	円
	計	円	円	円	円	円
	健康の決定	千円				

※愛知県以外の現物給与の価額表は日本年金機構のホームページをご確認ください。

《住宅で支払われる報酬等》

価額の算出にあたっては、居間、寝室、客間、書斎、食事室など居住用の室を対象とします。そのため、玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下など、また、店、事務室などの営業用の室は含めないことになります。

ただし本人負担額が現物給与額以上の場合は報酬に算入しません。

★の部分が現物給与の対象になります

浴室				玄関			洋室★ 4畳		バルコニー
トイレ		洗面所		廊下	台所		居間★ 10畳		
和室★ 6畳									

例) Aさんの住宅（20畳）における現物給与価額

1,560円（愛知県における畳1畳あたりの価額）×20畳 = 31,200円

【パターン①】 Aさんの給与から毎月徴収している本人負担額が40,000円であった場合
本人負担額（40,000円） ≥ 現物給与価額（31,200円） となるため
⇒現物給与には該当しません。

【パターン②】 Aさんの給与から毎月徴収している本人負担額が10,000円であった場合
本人負担額（10,000円） < 現物給与価額（31,200円） となるため
⇒差額21,200円が現物給与に該当します。

《食事で支払われる報酬等》

給食や食券を支給している場合で、一部を被保険者本人が負担している場合は、価額から本人負担額を差し引いた額が現物給与の額です。

ただし本人負担額が現物給与価額の3分の2以上の場合は報酬に算入しません。

なお、本社管理の適用事業所における支店等に勤務する被保険者の現物給与は、支店等が所在する都道府県の価額を適用します。

※本社管理とは、本社と支店等が合わせて1つの適用事業所になっていることをいいます。

※派遣労働者の現物給与は実際の勤務地（派遣先の事業所）ではなく、派遣元の事業所が所在する都道府県の価額を適用します。

例) Bさんの食事における現物給与価額

1カ月当たりの現物給与価額・・・23,400円

現物給与価額3分の2の価額・・・15,600円

【パターン①】 Bさんの給与から毎月徴収している本人負担額が20,000円であった場合
本人負担額（20,000円） ≥ 現物給与価額3分の2の価額（15,600円） となるため
⇒現物給与には該当しません。

【パターン②】 Bさんの給与から毎月徴収している本人負担額が10,000円であった場合
本人負担額（10,000円） < 現物給与価額3分の2の価額（15,600円） となるため
⇒差額5,600円が現物給与に該当します。